

第 1 号

11月21日 (火)

平成29年第2回宇城市議会臨時会（第1号）

平成29年11月21日（火）

午後2時01分 開議

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第16号 専決処分の報告について
日程第4 議案第62号 工事請負契約の締結について（小野部田小学校プール改築工事）
日程第5 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について（熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（18人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高橋佳大君 | 2番 高本敬義君 |
| 3番 大村悟君 | 4番 星田正弘君 |
| 5番 福永貴充君 | 6番 溝見友一君 |
| 7番 園田幸雄君 | 8番 五嶋映司君 |
| 11番 渡邊裕生君 | 12番 大嶋秀敏君 |
| 15番 長谷誠一君 | 16番 永木伸一君 |
| 17番 入江学君 | 18番 豊田紀代美君 |
| 19番 堀川三郎君 | 20番 中山弘幸君 |
| 21番 石川洋一君 | 22番 岡本泰章君 |

4 欠席議員（4人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 9番 福田良二君 | 10番 河野正明君 |
| 13番 尾崎治彦君 | 14番 河野一郎君 |

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市	長	守	田	憲	史	君	副	市	長	浅	井	正	文	君					
総	務	部	長	本	間	健	郎	君	教	育	部	長	緒	方	昭	二	君		
総	務	部	次	長	成	松	英	隆	君	教	育	部	次	長	蛇	島	浩	治	君

開会 午後2時01分

-----○-----

○議長（入江 学君） ただいまから、平成29年第2回宇城市議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（入江 学君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、1番、高橋佳大君及び2番、高本敬義君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（入江 学君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第16号 専決処分の報告について

○議長（入江 学君） 日程第3、報告第16号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、専決処分の報告をいたします。報告第16号専決処分の報告については、議案集が2ページから9ページになっております。

2ページをお願いいたします。本件は、市道管理瑕疵による財物事故に係ります損害賠償3件及び公用車事故に係る損害賠償4件についての専決処分の報告になります。

3ページの専決第12号から5ページの専決第14号の3件につきましては、市道上にできた陥没により相手方車両を損傷させたものです。損害賠償の額につきましては、それぞれ1万6,800円、それと4万2,230円、それと2万円といった状況でございます。

6ページの専決第15号から9ページの専決第18号の4件につきましては、職員が運転いたします公用車の接触事故等による物損事故及び人身事故の損害賠償になります。損害賠償の額につきましては、それぞれ5万4,000円、49万8,3

76円、それと122万1,504円、それと60万円といった状況でございます。

8ページの専決第17号について少し補足させていただきます。本件は平成29年2月に熊本市内で発生した玉突き事故でございます。これまで車両物損2件、それと人身1件の損害賠償額について議会に報告してきたところです。今回で最後になるという状況でございます。

これらの損害賠償金につきましては、保険から補填されるような状況となっております。ちなみに、本年の10月までの公用車による事故件数は18件となっております。昨年の10月現在の17件と、1件ちょっと昨年よりも多いという状況でございます。都度、注意喚起しているところでございます。

以上で議案の詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） これで報告第16号を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第62号 工事請負契約の締結について（小野部田小学校プール改築工事）

日程第5 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について（熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事）

○議長（入江 学君） 日程第4、議案第62号工事請負契約の締結について（小野部田小学校プール改築工事）及び日程第5、議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について（熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します議案は、その他2件、合計2件になります。

その他案件として、小野部田小学校プール改築工事の件と、熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事の件についてであります。

以上、合計2件の議案提出、そして審議をお願いすることになります。詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（入江 学君） 議案第62号及び議案第63号の提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第62号工事請負契約の締結について（小野部田小学校プール改築工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第62号工事請負契約の締結について、詳細説明を申し上げます。

議案集の10ページと、議案等説明資料の2ページから3ページをお願いいたします。今回の小野部田小学校プール改築工事に係る工事請負契約の締結につきまして

ては、平成29年11月13日、契約の相手方と仮契約を締結しているところでございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

1、工事名小野部田小学校プール改築工事、2、工事場所宇城市小川町南小川1402番地、3、契約金額1億4,850万円、税込みでございます。4、契約の相手方請負者住所熊本県宇城市松橋町松橋1028番地、商号又は名称株式会社高橋建設、代表者氏名代表取締役高橋溥明。

小野部田小学校プールにつきましては、附属建物も含め約50年が経過しており劣化が著しいため、プール及び附属建物の新設を施工するものでございます。工事設計金額が5,000万円を超えるため、条件付き一般競争入札方式を採用することとし、施工実績等を条件に入札を行ったものでございます。この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格について審査を行う事後審査型入札で落札者を決定しております。

工事概要につきましては、プール本体建設927.5平方メートル、附属建物建設76.5平方メートル、工期は平成30年3月26日までとしております。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第62号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第62号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 工事の内容は分かりましたが、財源説明を多少していただくとありがたいと思いますけど。

○教育部長（緒方昭二君） 一応、国の補助金を受けて建設するようにしておりますが、今正確な国庫補助の額を持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきたいと思います。

○8番（五嶋映司君） それでいいんですけども、提案されたのに後でというのはあまり良くないと思います。できれば、こういうちゃんと出てきているわけですから、財源説明をしっかりとできるような資料を整えておくのが本当だと思いますので、今回は今おっしゃるように了解しますが、今後はそんなことがないように是非よろしくをお願いします。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号工事請負契約の締結について（小野部田小学校プール改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第62号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第62号は可決しました。

次に、議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について（熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について、詳細説明を申し上げます。

議案集11ページと、議案等説明資料4ページから5ページをお願いいたします。今回の熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事に係る工事請負契約の変更契約の締結につきまして、平成29年11月8日、契約の相手方と仮契約を締結しているところでございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

1、工事名熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事、2、今回変更による増額4,074万4,748円、現請負金額1億6,394万4,000円、変更請負金額2億468万8,748円、全て税込みでございます。3、契約の相手方住所熊本県宇城市松橋町松橋1028番地、商号又は名称株式会社高橋建設、代表者氏名代表取締役高橋溥明。

変更内容につきましては、当初、アリーナのフローリング改修工事は一部研磨による増し張りを行う予定としておりましたが、構造体が損傷しており、工事着手から屋根部の修復までに雨天時には雨が屋内運動場に直接降り注ぎ、水に弱い木製フローリングが広範囲に反った状態になっています。この状態で修復してもすぐにフローリングの剥離が生じ、バレーボール競技等で床面に滑り込んだ際、体に床材が刺さる危険性があることから生徒の安全性を第一に考え、下地から張り替える工法へ変更するものでございます。併せまして音響設備の取り換え、1階天井材の張り替え範囲の変更を増工するものでございます。

また、増工に伴い工期を平成29年3月23日から平成30年1月19日までを、平成29年3月23日から平成30年2月16日まで変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第63号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第63号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） これについては、設計業務委託ないしはその前の段階での業務委託で工事方法その他がかなり明確に出されていると思うんです。

ですから、床のフローリングに雨が掛かるような工事をやっていいような設計委託だったのかどうか、その辺は非常に今の説明だと、雨ざらしにしてそのままやってしまったからそういう具合になってしまったという、その床の上については何かそういう理解になるんですけども、これに対する設計委託がかなりずさんだったのかなど。では、まず設計委託にどのくらいの費用が掛かっているのかということも含めて教えていただければと思います。

○教育部長（緒方昭二君） まず、設計の内容でございますけど、設計当初は屋根の崩壊による雨漏りは発生したところでございますが、その時点では表面研磨程度の下地調整を行えば施工できる状況であったと聞いております。よって、当初は必要最小限の改修を考えたところで、増し張りの工法で設計を行ったところでございます。

また、設計時には余震が続くなど構造体を損傷した天井部分も一部崩落した状況の中でありましたので、通常の詳細な現地調査が困難だったというところもありますし、アスベストとかがありましたので中に入れないという状況がありましたので、その当時の状況からすれば妥当な設計ではなかったのかと思っているところでございます。

それと、設計委託料に関しまして、またすみません、持っておりませんので後で詳細説明したいと思います。

○8番（五嶋映司君） 今おっしゃっていることについては、工事を業者が大体見積りして、これはこういう具合にして、こういう工法でやらないといけない、ここはこ

うしないといけないというのは、かなりの設計委託料を掛けているわけだから、設計委託料どのくらい掛けて、どのくらいのことやったんだということも必要だし、例えば4,000万円掛かるというけど、では工事のやり方が悪かったんじゃないか、雨が掛かって。設計はこういう形になっているんじゃないかと検証もできないですよ。そういう意味では、もっとちゃんとした説明をされないと、とにかく業者が言う通りみたいな、例えば入れなかったというのは、それはちょっともう話にならないですよ。

例えば、アスベストの問題だったら防護マスクをやってちゃんと点検して入るとか、設計ちゃんとしてやらなきゃいけないわけですから、その辺はかなり公費をずさんに使っているととられてもしょうがないですけど、その辺は市長はどんなお考えですか。

○市長（守田憲史君） 暫時休憩していただきまして、説明資料すぐに用意しまして、説明させていただけたらと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 今、市長からお話がありましたように、資料がそろっているのであればこの機会に是非詳細を説明していただきたいと思っておりますので、教育部長よろしいですか。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時21分

再開 午後2時41分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

教育部長には分かりやすく丁寧に説明を願いたいと思っております。

○教育部長（緒方昭二君） 先ほども申しましたとおり、設計当初は表面研磨程度の下地調整を行えば施工できる状況でございました。そのため、当初は必要最小限の改修を考えまして、増し張りをする工法で設計をしておりました。しかしその後、入札後2度の台風接近や2度の豪雨によりまして、漏水でアリーナ表面材の反りが広範囲に広がってしまいました。

また、地震発生から入札不調の期間なども含め屋根完了工事までの約18か月間、屋根やカーテンウォールの損傷により、雨水に直接さらされる状況でございました。そのため、アリーナ床材を含め内装材や器具の劣化が進行いたしまして、当初予定しておりました改修工法では施工できない状況が発生しましたので、今回設計変更をしているところでございます。

なお、雨水等の養生を行うためには、熊本城のような高額な仮設の屋根設置等が

必要となりますので、そういったことができなかつたというところでございます。そういったところで、当初はやはり増し張り工法でできるという状況でございました。なお、設計管理委託料に関しましては、464万4,000円を支出しているところでございます。

なお、先ほどの小野部田小学校のプール改築工事の財源内訳でございますけど、財源につきましては工事請負金額1億4,850万円に対しまして、合併特例債が1億2,150万円、学校施設環境整備交付金が2,054万8,000円、市単独費が645万2,000円でございます。

○8番（五嶋映司君） 今説明いただいたんですが、熊本城みたいな養生はできなかつたとおっしゃるけども、その時の四百六十何万円掛けた設計組まれた時に、当然どういう形で養生するかは入っているはずですよ。でないと後のことはできないわけですから、だからこの時の養生がそういう形なのか、ないしは養生するのに床全面に防水シートなり、そういうものをちゃんと敷いて養生をするなり、例えばその時点で、これを出された時点がいつなのかははっきりしませんけども、大雨の後だったのか、先だったのかという問題もありますけども、とにかく養生をしっかりせずにそうなったんじゃないか。例えば、設計の段階でその養生を入れていなかったとするならば、養生を入れていないことに対する対処が執行部でちゃんとできていたのかどうか。これ、養生しなきゃまずいなということを気づかなかったのかどうか。

何かかなりいろいろな疑問点が残るんです。その辺はどうなんでしょうか、この場ですぐ議論できるものなのか。ちょっと私は疑問に思うんですけども、とりあえずは一応そういうことをどうお考えなのか。どういう具合になっていたのか。

○教育部長（緒方昭二君） 養生につきましては、被災直後に建設業者に依頼いたしまして応急的な養生シートを行ったところでございます。ただ、通常の風にもあおられ飛ばされるような状況であり、屋根部の応急的な養生も困難だった状況でもございます。

また、同時に作業自体も地震がかなり頻繁に起こっておりましたので、なかなかできなかつたというところでございます。ただ、工事着工後の養生につきましては工事着工までの間、既に表面材や下地材が漏水により水分を含んだ状態になっておりましたので、全面養生シートを布設しますと湿気がこもり、床材全体の劣化やカビの発生も考えられたため養生を行っていないところでございます。

また、全面シートを布設しなければ、先ほど申したとおり熊本城のような大掛かりな仮設の屋根を造るかという話になりますので、そういったところでできなかつたというところでございます。

○8番（五嶋映司君） 今の説明でもはっきり分からない、もっと方法があったんじゃないか。実際にこの経過をしっかりと、例えば設計予算をこういう形で出して、屋根に実際に防水シートをやるとこれは風とか雨であったからその辺は無理だったかもしれないけれど、床面にそういうのがちゃんとできなかつたのかとか、いろいろ議論の余地があって、下手すると疑いとして出てくるのは、工事をやるときにちゃんとした工事やらなかつたから、屋根の工事や何かに関しても雨漏りがどんどん進んじやって4,000万円ぐらい出たと。これは工事上で出てきた問題じゃないかという疑いが出てくる。だから逆に、これだけの工事は損害賠償できるんじゃないかという話が出てきたりする可能性もあります。だから、その辺をちゃんと論議するために、これはやっぱり委員会付託をして、臨時会に出されたのだから急がれるのはよく分かりますけども、本議会も12月4日から始まりますので、本議会に持ち越して、委員会でしっかり議論して決めていただく方法が私はいんじゃないかと思えますけども、その辺は執行部としてはいかがお考えになっているか。

○議長（入江 学君） 答弁はよろしいですか。

○8番（五嶋映司君） 執行部の考え方を。

○市長（守田憲史君） 御意見は御意見といたしまして、あの災害時に私もすぐ見に行きましたが相当な被害でございました。あの当時の臨時的なすぐの養生は、それは仕方なくまだパラパラ見えておりましたし、その中で想定外の設計にまつわる想定外のことであったろうかと思えます。しかしながら、本来精査したときの応急修理は、元々そのくらいしなければならなかつたろうと思えます。

いろいろ御意見はあるかもしれませんが、このいろいろな事情の中で、決して私は、例えば設計会社に対して損害賠償できるような大きな瑕疵ではないと認識しております。

また、卒業式もごさいますもので、いろいろごさいますですが急がせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） ほかにはありませんか。

○11番（渡邊裕生君） その体育館の命はやっぱり床だと思うんです。それを、床を守ろうとする思いというのが、当初どれぐらいというか、そこがまずしっかりあって、対応が設計の中にかされたのか、いかされていなかつたのかというのが非常に私としては知りたい部分ではあります。

ですから、確かに被災当時、雨漏りもしましたでしょう。しかし、その後床を守れば壊れた断裂した柱、それ以外の屋根の修繕は後からでもできるんだけど、この床を守ろうという気持ちがあれば、しっかりそれは設計仕様の中でできたんじゃないのかと思うんです。そこがいかされてたのか、いかされていなかつたのかと

というのが今の部長の答弁ではよく分からない。

結果として、水を含んだやつに上から張ったらまた膨張するかもしれないから張らなかつた。結果、やっぱり全部駄目になったという今のお話であった。最初からやっぱり、きちんと守ろうという思いがどれだけあったのかというのが、もう少し時系列的に資料で説明をしていただいた方がいいんじゃないかと。私も今、五嶋議員がおっしゃられたように委員会できっちり話をさせていただいた方がすっきりすると思うんです。是非、その辺のところを考えていただければと思います。

○議長（入江 学君） 今の答えとして、答弁はもう先ほど市長が卒業式に間に合うように早くしたいと、こういうことでございますので、この場で結論を出したいと思いますがよろしいですか。

○20番（中山弘幸君） 先ほどの五嶋議員の質疑の中で、設計委託料、今部長の答弁の400万円というのは、この変更後のだったと思うんですが、そうじゃなかったですか。元々の設計料は多分400万円じゃないと思いますがその確認と、一つは疑問なんですけど、結局工事を落札して工事着工までの保全義務とか、そういうのはどうなんですか。業者にあるのか、ないのか。それを監督する責任が行政にあるのか、ないのか。その点をお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 設計管理委託料については先ほど言いました464万4,000円でございます。

あと、体育館の応急的措置については、先ほど申したとおり被災直後から応急的な養生シートを实际張っておりました。また、ブルーシートも張っておりました。ただ、頻繁な地震によってかなり構造自体に屋根が開いて雨漏りがしたという状況でございます。そこに業者を入れてしてくれといってもなかなか業者がいないという状況でございました。そういった中で、結果的に養生が行われなかったというところでございます。

また、入札後も入札につきましては今年の3月に、工事については3月23日から行っているわけでございますけど、その時点でかなり水を含んでいて、状況としてはその中ではまだ増し張りができるというところで判断をしておりました。ただ、その後も2度の台風、また2度の豪雨が降って、予想以上にやはり反りがひどかったというところでございます。そういったところで、行政といたしましてもかなり養生についてはしたわけでございますけど、震災後になかなか適切な養生ができなかったところはあると思いますが、最善を尽くしたところの措置だったと思っております。

○20番（中山弘幸君） 3月から工事が始まって、当然その間に梅雨とか台風はあるわけですから、工事が始まっていたならば業者としては保全義務が当然あるのでは

ないかと思えます。

ただ、それまでに床が、そういう状態が分かっていたらもうちょっと早く対応もできたと思いますけども、やっぱりこの問題は今日でなかなか議論ができませんので、やっぱり委員会で付託して議論すべきと私は思います。

○市長（守田憲史君） 本来の応急修理でございますが、設計の段階での多少の行き違い、その他この震災後の事情の中で変動したところはあるかと思えますが、それがなくてもこの工事は基本的に、最終的に必要であった工事でございます。設計とか我々のミスによって今回の応急修理の工事の金額が増えたわけではございませんで、修理自体には必要な金額でございました。その中での設計その他の段階で、当初のこれが見込めなかった時点があったところは本当に申し訳なく思っております。

しかしながら、それをもって金額が増えたわけではございませんもので、本当に申し訳ございませんが、急いでしないとこれ以上また松橋中学校の子どもたちを待たせるわけにはいかないと思えますもので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○8番（五嶋映司君） 今、教育部長がおっしゃった設計業務委託料の設計の部分464万円とおっしゃったが、最初の請負金額1億6,300万円。一般的に3%から5%、大体公共工事の場合は設計料5%ぐらいが普通で、そうすると七、八百万円になるんですけども、それ間違いないかどうか、その辺をもう一度確認しておきます。

○教育部長（緒方昭二君） 聞いたところでは、464万4,000円と今確認したところでございます。

○20番（中山弘幸君） 今、市長の答弁の中で、その事情は分かります、卒業式に間に合わないといけないと、それは重々分かります。

今市長の中で、この予算は当初から必要だった予算で増えたわけではありませんというのはちょっと理解に苦しむわけですけども、結局最初の設計の段階で、おそらくあの状況で設計当時から完成までかなりの時間が掛かることは分かっていたと思うわけです。その中で、今養生部分の中で当然養生しないと床が劣化することは分かっていたと思えます。その辺の対応ができなかったというか、その辺の見通しが行政として甘かったのではないかということならば、ちゃんと謝罪をしてもらうべきと私は思います。当初の設計の確認とか、その辺の養生・劣化の予想が甘かったということ謝罪するべきと思えますが、その辺いかがですか。

○教育部長（緒方昭二君） 設計管理委託料については464万4,000円で間違いありません。

なお、先ほど設計が甘かったんじゃないかというところでございますけど、先ほ

どから申したとおり、設計当初についてはフローリング自体はまだ使えるということで増し張りが一番最適、また事業費についても一番少額にできるし、また早くできるというところで判断したところでございます。それについては、設計会社も判断しているところでございます。

なお、その後の養生については先ほどから申したとおり、水を含んでいたところにまた全面養生シートを張った場合については湿気がこもってカビが生えるということでございます。また、覆い屋をした場合、熊本城のような覆いをした場合高額の金額が掛かるということでございますので、そういったところでは仕方ない、こういった高額な養生ができないところでございますので、仕方ないというところでございます。

○議長（入江 学君） ほかにないようでありますので、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議ありとありましたので、議案第63号について、委員会付託の省略に異議のある方の起立を願います。

（反対者起立）

○議長（入江 学君） 起立4人です。宇城市議会規則第75条の要件である4人以上を満たしておりますので、採決します。

これから議案第63号の委員会付託について採決します。採決は起立採決によって行います。議案第63号について、委員会付託を省略することについて賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 賛成多数と認めます。したがって議案第63号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第63号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 8番、五嶋でございます。ただいま議題となっております議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

ただいま議場の中で議論にもなりましたが、私は松橋中学校の体育館を早急に改修して使えるようにする。今、非常に部活動でも困っています。事実、これは本当に急いでいただきたいと思いますが、今回、4,000万円ほぼ工事額の4分の1、24.85%の増額という非常に大きな増額です。

それとまた、この工事自体についても宇城市の自己負担がほとんどないという状況であります。建て替えが現実的に行われます。この工事が済んだ後、どの程度

お使いになるのか、早急に解体して新築工事に入るといふ状況にあります。そういう意味では、非常な税金の無駄遣いになるんじゃないかという危惧と同時に、この状況の詳細がなかなか検討できない。今日のこの議場の中での議論でもお分かりのように、詳細説明でも議会に対してしっかりした状況を提示して、我々に理解できるような資料の提示もならない。そういう意味では議会軽視につながる気もいたします。

そういう意味で、私はこの議案は工事そのものに反対するものではありませんが、しっかり議会に説明すると同時に、私どもが市民の代表として選ばれて、予算を執行する責任を持っている、それを議決する責任を持っている上で、委員会で議論して市民の皆様に分かりやすい説明をできる形での議決をしていただきたい。そういう思いでこの議案に反対をいたします。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

○6番（溝見友一君） 6番、溝見です。この議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について賛成の立場で討論させていただきます。

実際、私も地震発災後松橋中学校の体育館を見に行きました。その時はまだ地震だけで、ガラスが崩れ、屋根が落ち、これは危険だということで市の方とも話をさせていただきました。その後、6月20日の大雨がきて、その後に私ももう一度見に行ったら、見た目的にはそんなに変わりはありませんでしたが、いろんな臭いがして、これはいろんなところに染み込んでいるのではないだろうかと思ったり、考えたところなんです。その後、なかなか落札ができずにその状態が続いていったというのを私は記憶しています。

いろんな議論はなされるべきだと思いますけども、今回は松橋中学校の生徒、卒業式、入学式、この臨時議会で議決なされなければ多分間に合わないと考えられます。大体、もう少し早く子どもたちのために早くやるべきだったんですけども、不落という事態でできなかった。また約束を延ばしてしまうというのは、私にとっては心苦しいし、宇城市民にとっても皆様の大事な体育館なので、少しでも早く改築をしていただきたいと思っています。

この工事に関しては、子どもたちは3年間しか中学校にいないんです。大人だったら1年、2年、待てるかもしれませんが、中学生の子どもたちにとってみれば1年、卒業式、入学式、やはりあの場でさせてやりたいという思いから賛成させていただきます。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

○18番（豊田紀代美君） 18番豊田です。ただいま議題となっております議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

す。

今、反対の討論、そして賛成の討論がありました。溝見議員が賛成の立場で討論されましたけれども、私も賛成の立場で、市長あるいは教育部長の御説明の中で、その後の工事着工後余震、それから豪雨、不調不落と悪条件が重なってこういう状況になったというのは説明の中で理解できると私は思いました。全面養生シート等での対策にも関わらず、残念なことにこういう結果になったということはありますけれども、子どもたちの中学校3年間の思い出、卒業あるいは入学についてもやっぱり今の時期、ここで決断しなければそれができないとなれば、そのことも全く理解できない状況のことであれば反対いたしますけれども、今教育部長の説明で十二分に私は理解できましたので、この件につきましては賛成をしたいと思います。

○議長（入江 学君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） これで討論を終結します。

これから、議案第63号工事請負契約の変更契約の締結について（熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第63号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第63号は可決しました。

-----○-----

○議長（入江 学君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで平成29年第2回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

平成29年第2回臨時会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 高橋佳大	2 高本敬義	3 大村悟	4 星田正弘	5 福永貴充	6 溝見友一	7 園田幸雄	8 五嶋映司	9 福田良二	10 河野正明	11 渡邊裕生	12 大嶋秀敏	13 尾崎治彦	14 河野一郎	15 長谷誠一	16 永木伸一	17 入江学	18 豊田紀代美	19 堀川三郎	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第62号 工事請負契約の締結について(小野部田小学校プール改築工事)	○	○	○	○	○	○	○	棄	欠	欠	○	○	欠	欠	○	○		○	○	○	○	○	可決	16	0
議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について(熊本地震による松橋中学校屋内運動場災害復旧工事)	○	●	○	○	○	○	○	●	欠	欠	棄	○	欠	欠	○	○		○	○	棄	○	○	可決	13	2
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0
																								0	0

議長のため表決には加わりません。